

令和 6 年第 1 回芳賀町教育委員会会議録

- | | | | |
|---|---------|------------------------|---------|
| 1 | 期 日 | 令和 6 年 1 月 1 6 日（火） | |
| 2 | 場 所 | 芳賀町役場 2 0 1 会議室 | |
| 3 | 開 会 | 午後 1 時 4 5 分 | |
| 4 | 出席委員 | 教 育 長 | 古 壕 秀 一 |
| | | 教育長職務代理者 | 沼 能 寿 之 |
| | | 委 員 | 黒 崎 厚 央 |
| | | 委 員 | 塩 野 由 子 |
| | | 委 員 | 山 口 友 也 |
| 5 | 出席職員 | 学校教育課長 | 小 林 芳 浩 |
| | | 生涯学習課長 | 仲 尾 周 |
| | | 学校教育課指導主事 | 高 橋 輝 秋 |
| | | 学校教育課指導主事 | 松 本 薫 |
| 6 | 書 記 | 学校教育課課長補佐兼係長 | 野 沢 幸 代 |
| 7 | 議 題 | | |
| | 報告第 1 号 | 準要保護児童の認定取り消しについて | |
| | 議案第 1 号 | 令和 5 年度準要保護児童生徒の認定について | |
| | 議案第 2 号 | 令和 5 年度優良公民館表彰について | |

8 議事の内容

発言者	内 容
古壕教育長	ただ今の出席委員は、4 人です。
	定足数に達しておりますので、これから令和 6 年第 1 回芳賀町教育委員会会議を開会します。
	会期の決定を行います。会期は本日 1 日と決定したいと思いますがこれにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。
古壕教育長	異議なしと認めます。
	従って会期は、本日 1 日と決定しました。
	芳賀町教育委員会会議規則第 20 条の規定により、前回会議録の承認を行います。
	先程、前回会議録署名委員の署名をいただきましたが、これを承認することにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。
古壕教育長	異議なしと認めます。
	従って前回の会議録は、承認されました。
	会議録署名委員の指名を行います。
	会議録署名委員は会議規則第 21 条の規定により、塩野由子委員にお願いします。
	教育長事務報告を行います。
	<資料に基づき報告を行った>
	・芳賀市町教育長会議について
	・芳賀町小中学校長会定例会議について
古壕教育長	それでは議事に入る前に、報告第 1 号及び議案第 1 号については、個人情報が含まれているため、非公開としてよろしいでしょうか。
委員全員	異議なし。
古壕教育長	報告第 1 号準用保護児童の認定取り消しについての件を議題といたします。
	この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定に基づき非公開
古壕教育長	続きまして議案第 1 号令和 5 年度準用保護児童生徒の認定についての件を議題とします。
	この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定に基づき非公開
古壕教育長	続きまして議案第 2 号令和 5 年度優良公民館表彰についての件を議題とします。

発 言 者	内 容
野沢書記 古壕教育長 仲尾課長	事務局、議案の朗読をお願いします。 （議案朗読） 仲尾課長から提案理由の説明をお願いします。 それでは優良公民館表彰の推薦についてをご覧ください。 優良公民館表彰は芳賀町地域公民館長連絡協議会の内規によるもので、地域公民館の活動をより活発にするために優良な公民館を表彰し、他の模範とすることを目的としています。表彰の方法は、芳賀町地域公民館長連絡協議会の推薦により、芳賀町教育委員会が表彰します。今回は、南高地区の堀合公民館、八ツ木の丘ガーデンハウス、水橋地区の入江公民館の3つが地域公民館連絡協議会から推薦されています。各公民館の活動状況については、別紙3の優良公民館表彰上申書のとおりとなっています。これらの公民館を表彰してよろしいか、ご審議をお願いします。
古壕教育長 山口委員	皆様から質疑がありましたら、お受けします。 堀合公民館のＩＣカードを利用した研修会は、役場からの出前講座として実施したのでしょうか。
仲尾課長	出前講座として実施しました。ＬＲＴに乗るためのＩＣカードの利用方法を研修し、実際にカードを利用して乗車したという内容でした。
塩野委員	八ツ木の丘ガーデンハウスの秋祭りは、毎年開催しているのでしょうか。
仲尾課長 塩野委員	コロナが明けて、今年度、数年ぶりに復活したそうです。 350世帯ですから、大きなお祭りでしたね。 八ツ木の丘には公民館はありましたか。
仲尾課長 塩野委員 仲尾課長 塩野委員 仲尾課長	町の補助金を活用して2年前に建設しました。 八ツ木の丘はこれからも住民が増えていくのでしょうか。 増えていくと思います。 ここは、自治会は一つですね。 一つの自治会ですが、3班に分かれています。八ツ木の自治会には属していません。
塩野委員 仲尾課長	八ツ木の丘は今後も自治会には加入しない方向なのでしょうか。 町としては、自治会に属してもらいたいと毎年お願いはしていますが、今のところは八ツ木地区と八ツ木の丘がお互いに納得している状況ではあります。
塩野委員 仲尾課長	自治会に属していないと不便なことはありますか。 自治会に加入していないからと言って町の行事に参加できないと

発 言 者	内 容
古壕教育長	いうことはありません。八ツ木の丘の住民の方で消防団に加入している方もいます。 自治会はないのに地域公民館があるということに疑問を持っていました。公民館として認定していますよね。
黒崎委員	芳志戸と八ツ木は行政区ごとに公民館を持っています。一つの大きな行政区と考えれば八ツ木の丘にも公民館があるのは不思議なことではありません。
古壕教育長	他に質疑はありますか。
委員全員	(質問なし)
古壕教育長	それでは議案第２号の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。
古壕教育長	異議なしと認めます。
古壕教育長	従って、本案は原案のとおり可決されました。
古壕教育長	それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を閉じたいと思います。次回は、２月２０日総合教育会議終了後です。

9 閉 会 午後２時５５分